第七条の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（単身児童扶養者の範囲）

第七条の三　法第二十三条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する児童（法第二十三条第一項第十二号の二に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2　法第二十三条第一項第十二号の二に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第七条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

第七条の十七の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改める。

第七条の十八の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改め、同条中「について法第三十七条の二の規定の適用」を削り、「同条の」を「法第三十七条の二第一項及び第十一項の」に、「同条中「掲げる寄附金」を「同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「「掲げる寄附金」を「「特例控除対象寄附金」に改める。

第八条の二中「第二百三条の四第一号」を「第二百三条の五第一号」に改める。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十五条の四の五並びに第三十五条の四の七第一項の表及び第二項中「百分の五・四」を「百分の七・七」に改める。

第四十三条の二中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の七第二号ニ中「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に改める。

第四十三条の八第十二号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の九第六号中「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に改める。

第四十三条の十第十一号及び第四十三条の十二第十一号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三条の十五第十五項第三号中「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に改める。

第四十四条の八第二項の表中「百分の六十一・七五」を「百分の四十・八五」に改める。

第四十四条の九第三項中「前条第二項中」を「前条第二項の表中」に、「百分の六十一・七五」を「百分の四十・八五」に改める。

第四十六条の二の三を第四十六条の二の四とする。

第四十六条の二の二の次に次の一条を加える。

（単身児童扶養者の範囲）

第四十六条の二の三　法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童（同号に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2　法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第四十六条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

第四十八条の八及び第四十八条の九を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第四十八条の八　法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四十八条の九　租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

第五十六条の二十八第一項第二号中「農業協同組合連合会」の下に「（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会で法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当するもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものを除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十万円」を「五十一万円」に、「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号ハ中「五十万円」を「五十一万円」に改める。